

「子ども手当」が はじまりました

4月 から



子ども手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援する制度です。

1. 支給対象となる子ども 中学校を卒業するまで（満15歳以後の最初の3月31日まで）の子ども

2. 手当の額 月額1万3千円

3. 支給を受けるための手続き

手当の支給を受けるためには、子どもを養育している親等が、住所地の市区町村に申請を行う必要があります。

<持参するもの>

- ・健康保険証の写し（健康保険証をお持ちいただければ、役場でコピーします）
- ・振込先口座の写し（通帳をお持ちいただければ、役場でコピーします）
- ・認印
- ・その他、必要に応じて提出する書類があります。詳細については、役場子育て支援室におたずねください。

<児童手当を受給されていた方>

平成22年3月まで児童手当を受給されていた方は、基本的に、児童手当の支給対象児童について手続きは必要ありません。ただし、新たに子ども手当の対象となる子ども（原則として中学2年生と中学3年生）がいる場合には、額改定の申請手続きが必要です。

<児童手当を受給されていなかった方>

児童手当を受給されていなかった方で、子ども手当の支給の対象となる中学校修了前までの子どもを養育されている方が、子ども手当の支給を受けるためには、認定請求の申請手続きが必要です。

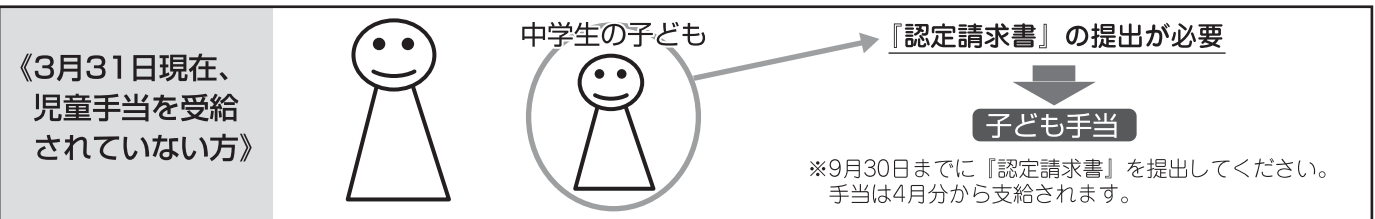
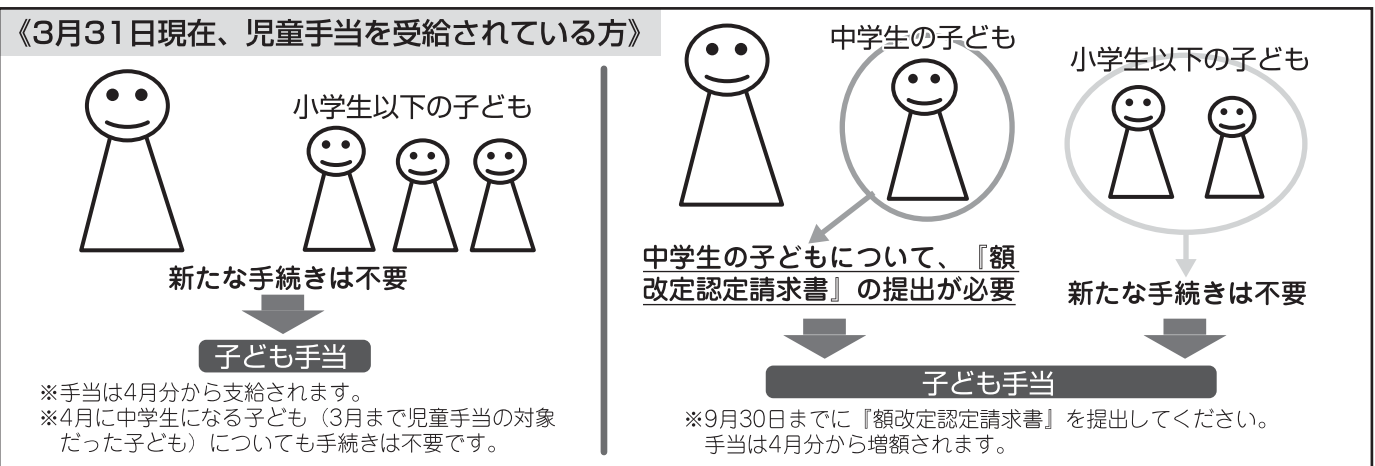
<公務員の方>

公務員の方は、勤務先での手続きとなりますので、勤務先にご確認ください。

※申請は9月30日までをお願いします。

9月30日を過ぎると、満額の支給が受けられなくなります。

問い合わせ先 町民福祉課子育て支援室 377-5652



《子どもが生まれた方》
原則として請求のあった月の翌月分から手当が支給されます。
子どもが生まれたときは、『認定請求書』（既に子ども手当を受給している兄弟がいる場合は『額改定認定請求書』）の提出が必要です。
※この場合、申請猶予期間（9月30日まで）の対象ではありませんので、お早めの申請をお願いします。